

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和4年10月18日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業 （あかいか）	1	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年以内	55	全支所及び出張所
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業 （雑魚類）	1	10トン未満	定めなし	白山市と金沢市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度34.068分東経136度33.415分）315.0度の線以南の石川県沖合海域（共同漁業権漁場区域は除く）。ただし、水深75メートル（総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル）以浅の海域に限る。	2月1日から12月20日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)加賀市から白山市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年以内	28	加賀 小松 美川 松任

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年10月18日から令和4年10月25日まで